

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
<p>（登録の申請）</p> <p>第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項及び第四条第三項第二号において「登録申請書」という。）に、同条第二項の規定による添付書類（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>255（略）</p> <p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三の二第一項第三号並びに第二項第一号及び第四</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項において「登録申請書」という。）に、同条第二項の規定による添付書類（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>255（略）</p> <p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三の二第一項第三号並びに第二項第一号及び第四</p>

号口、第五条の四第一項第一号、第五条の五第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号口、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。以下この号において同じ。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法人である場合にあつては、その役員）を含む。第三号、第四号及び第九号において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の三第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

号口、第五条の四第一項第一号、第五条の五第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号口、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第九号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。以下この号において同じ。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法人である場合にあつては、その役員）を含む。以下この項において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の三第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

二| 登録申請者及び役員（法第四条第一項第二号に規定する役員を

いう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）の婚姻前の氏名を当該登録申請者及び役員の名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者及び役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三・四| (略)

五| 法人である場合において、役員が法人であるときは、当該役員

六・十| (略)

十一| 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ| (略)

ロ| イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二

(新設)

二・三| (略)

四| 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

四の二・八| (略)

九| 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ| (略)

ロ| イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二

十三年法律第百三十三号) 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十号第十号ロにおいて同じ。) 又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十二(十七) (略)

第五条の四の二 (略)

2 前項の場合における第四条第三項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等(自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。)ごとの貸付けの業務の経験者(営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。)各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の四の二第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 (略)

(純資産額)

第五条の五 法第六条第四項の純資産額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 個人 最終事業年度(個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。)に係る別紙様式第四

十三年法律第百三十三号) 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十号第九号ロにおいて同じ。) 又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十一(十五) (略)

第五条の四の二 (略)

2 前項の場合における第四条第三項第十三号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等(自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。)ごとの貸付けの業務の経験者(営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。)各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の四の二第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 (略)

(純資産額)

第五条の五 法第六条第四項の純資産額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 個人 最終事業年度(個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。)に係る別紙様式第四

号により作成した財産に関する調書（最終事業年度がない場合に
あつては、第四条第三項第十二号の財産に関する調書）において
、資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2
(略)

(変更の届出)

第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規
定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成し
た変更届出書（次項並びに次条第二号イ(3)及び第五号ハにおいて単
に「変更届出書」という。）に、同条第三項に規定する添付書類（
次項において単に「添付書類」という。）の一部を添付して、管轄財
務局長に提出しなければならない。

2
(略)

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証
明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限
る。）とする。

一 (略)

二 役員（第二条第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号にお
いて同じ。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作
成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及

号により作成した財産に関する調書（最終事業年度がない場合に
あつては、第四条第三項第十号の財産に関する調書）において、
資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2
(略)

(変更の届出)

第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規
定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成し
た変更届出書（次項において単に「変更届出書」という。）に、同
条第三項に規定する添付書類（次項において単に「添付書類」とい
う。）の一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2
(略)

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証
明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限
る。）とする。

一 (略)

二 役員（第二条第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号にお
いて同じ。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作
成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及

び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類

イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)～(6) (略)

ロ (略)

三 重要な使用人に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号又は第十号に該当しないことを誓約する書面及び新たに重要な使用人となつた者に係る前号イ(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる書類

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第三項第十三号並びに第二号イ(2)、(4)及び(6)に掲げる書類

五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号に掲げる者(ロにおいて、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面

ロ 新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(3)を除く。
又はロに掲げる書類

び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類

イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

ロ (略)

三 重要な使用人に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号又は第十号に該当しないことを誓約する書面及び新たに重要な使用人となつた者に係る前号イ(1)から(5)までに掲げる書類

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第三項第十一号並びに第二号イ(2)、(3)及び(5)に掲げる書類

五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号に掲げる者(以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により

作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)まではロに掲げる書類

ハ 第二条第一項第四号に掲げる者の婚姻前の氏名を当該者の氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、第二号イ(2)に掲げる書類が当該者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
六〇八 (略)

(協会設立の認可申請書の添付書類)

第二十六条の七十四 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 役員の履歴書
- 二 役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類
- 三 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第二十七条第一項の認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書類
- 四 役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けようとする

六〇八 (略)

(協会設立の認可申請書の添付書類)

第二十六条の七十四 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類及び役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けようとする

者（次号及び第九号において「申請者」という。）の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

三 (略)

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。））、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十までにおいて同じ。）の住民票の抄本（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 役員の前婚前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第四十一条の十四第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

六 十一 (略)

(指定申請書の添付書類)

第三十条の二十 (略)

2 (略)

3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書

者（次号及び第八号において「申請者」という。）の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

三 (略)

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。））、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書）

(新設)

五 十一 (略)

(指定申請書の添付書類)

第三十条の二十 (略)

2 (略)

3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書

類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときには、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第四十一条の四十第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〃九 (略)

類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

(新設)

四〃八 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p>別紙様式第 1 号 (第 1 条の 5 関係)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>(記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 「氏名」には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものを括弧書で併記することができる。ただし、「法定代理人」が婚姻により氏を改めた者である場合にはこの限りでない。</p> <p>(1) 外国人の場合 住民票に記載された通称</p> <p>(2) 婚姻により氏を改めた者の場合 婚姻前の氏名</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p>別紙様式第 1 号 (第 1 条の 5 関係)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>(記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があるときは、括弧書で併記することができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第3号 (第4条第3項第7号関係)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号 (第4条第3項第5号関係)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
別紙様式第4号の2 (第4条第3項第15号関係) (以下略)	別紙様式第4号の2 (第4条第3項第13号関係) (以下略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">別紙様式第4号の2の2 (第4条第3項第16号関係)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">別紙様式第4号の2の2 (第4条第3項第14号関係)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>